

大学機関別認証評価

自己評価書

令和6年6月

東京芸術大学

目次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
領域1	教育研究上の基本組織に関する基準	3
領域2	内部質保証に関する基準	6
領域3	財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	14
領域4	施設及び設備並びに学生支援に関する基準	19
領域5	学生の受入に関する基準	24
領域6	教育課程と学習成果に関する基準	27
	基準の判断 総括表	27
	美術学部	28
	音楽学部	31
	美術研究科	34
	音楽研究科	37
	映像研究科	40
	国際芸術創造研究科	43

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

(1) 大学名 東京芸術大学

(2) 所在地 東京都台東区

(3) 教育研究上の基本組織

学士課程	美術学部、音楽学部
大学院課程	美術研究科、音楽研究科、映像研究科、国際芸術創造研究科

(4) 学生数及び教員数（令和6年5月1日現在）

学生数	学部2,015人、大学院1,276人
教員数	専任教員数：226人、助手数：1人

2 大学等の目的

(1) 大学・大学院の目的

大学	本学は、広く芸術に関する知識を授けるとともに、深く専門芸術の技能、理論及び応用の教授並びに研究を目的とする。 （出典：東京芸術大学学則第4条）
大学院	東京芸術大学大学院（以下「大学院」という。）は、芸術及びその理論を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。 （出典：東京芸術大学大学院学則第1条）

(2) 教育研究上の基本組織別の目的

美術学部	美術についての学識を授け高い表現能力を養い、創作や研究活動を行うすぐれた作家・研究者を養成することを目的とする。 （出典：美術学部規則第1条の2）
音楽学部	音楽についての深い学識と高い技術を授け、音楽の各分野における創造、表現、研究に必要な優れた能力を養い、社会的要請に応える人材を育成することを目的とする。 （出典：音楽学部規則第2条）
美術研究科	より広い視野に立って美術についての深い学識を授け高い表現能力を養い、自立して創作や研究活動を行うすぐれた作家・研究者を養成することを目的とする。 （出典：美術研究科規則第1条の2）
音楽研究科	高度に専門的かつ広範な視野に立ち、音楽についての深遠な学識と技術を授けること、音楽に関わる各分野における創造、表現、研究又は音楽に関する職業等に必要の優れた能力を養うこと、さらには自立して創作、研究活動を行うに必要な高い能力を備えた教育研究者を養成することを目的とする。 （出典：音楽研究科規則第1条の2）
映像研究科	映像に関する学術的な理論及び応用を教授研究し、その奥義を究め、自立して創作活動と研究活動を行うに必要とされる、表現者としての問題発見能力と専門家としての問題解決能力という二つの能力を兼ね備えた表現者と教育研究者を養成することを目的とする。 （出典：映像研究科規則第1条の2）

国際芸術創造研究科	芸術と国際社会との関係性や国内外の情勢変化等を踏まえ、世界的にも評価の高い我が国の芸術文化価値や既に固有の存在として確立されている芸術諸分野の学術基盤を最大限に活かしつつ、専門領域によって分化している芸術文化の様々な実践を横断的かつ有機的に結びつけながら、新たな芸術価値を創造し、国際的に展開できる先導的な実践型人材育成や、芸術文化力を活かした新たなイノベーション創出・社会革新等をもたらすことのできる人材の育成を目的とする。 (出典：国際芸術創造研究科規則第1条の2)
-----------	--

3 特徴

(1) 概要

本学は、国立学校設置法（昭和24年法律第150号）の公布施行により、東京美術学校（現在の美術学部）、東京音楽学校（現在の音楽学部）を包括して、昭和24年5月に設置され、美術学部（絵画科・彫刻科・工芸科・建築科・芸術学科）、音楽学部（作曲科・声楽科・器楽科・指揮科・楽理科）の2学部10学科と附属図書館が置かれた。

その後何度かにわたって学部の拡充改組が行われ、現在は美術学部（絵画科・彫刻科・工芸科・デザイン科・建築科・先端芸術表現科・芸術学科）、音楽学部（作曲科・声楽科・器楽科・指揮科・邦楽科・楽理科・音楽環境創造科）の2学部14学科と、附属図書館、大学美術館、演奏芸術センター等の施設で構成されている。

大学院は、美術研究科・音楽研究科・映像研究科・国際芸術創造研究科の4研究科において修士課程・博士後期課程を設置している。

また、大学別科、及び音楽学部附属する教育・研究施設として音楽高等学校を設置している。

本学のキャンパスは、東京都台東区上野公園内、茨城県取手市、神奈川県横浜市、足立区千住に所在し、大部分の学科やその他の施設は上野公園内に集中している。また、取手キャンパスでは美術学部2年以上の先端芸術表現科、大学院の一部（壁画・ガラス・先端芸術表現・グローバルアートプラクティス）、横浜キャンパスでは大学院映像研究科、千住キャンパスでは音楽学部音楽環境創造科と大学院音楽研究科音楽文化学専攻のうち一部の研究分野及び大学院国際芸術創造研究科の多くの学生が学んでいる。

(2) 使命と目標

本学は、その前身である東京美術学校、東京音楽学校の創立以来130余年間、我が国の芸術教育研究の中核として、日本文化の伝統とその遺産を守りつつ、世界の芸術思想及び技術を摂取、融合を図り幾多の優れた芸術家、中等教育から高等教育に亘る芸術分野の教育者・研究者を輩出してきた。

こうした歴史的経緯を踏まえつつ、総合芸術大学として、創立以来の自由と創造の精神を尊重し、我が国ひいては世界の芸術文化の発展を担い、社会とともに芸術の多様な価値を創出することが、東京芸術大学の使命であると考えている。

また、この使命の遂行のため、以下のことを基本的な目標としている。

- ・世界最高水準の芸術教育を行い、高い専門性と豊かな人間性を有した芸術家、芸術分野の教育者・研究者及び芸術に携わる全ての実践者を養成する。
- ・国内外の芸術教育研究機関や他分野との交流等を行いながら、伝統文化の継承と新しい芸術表現の創造を推進する。
- ・心豊かな活力ある社会の形成にとって芸術のもつ重要性への理解を促す活動や、全ての人が芸術に親しむ機会の創出に努め、芸術をもって社会に貢献する。

(3) 教育の特色

本学の専門教育の大きな特色の一つは、アトリエを中心とした制作指導や個人レッスン等に代表される、少人数または1対1のマンツーマンの教育指導である。また、新しい創造活動の基盤として、様々な授業科目を設けているほか、実地見学や特別講義・講演会といった機会を設けて、伝統的芸術技法や世界水準の最先端表現を学生が習得できるよう配慮している。

さらに、本学は、社会と相互に作用する芸術の本質を深く認識し、教員・学生を問わず、常に社会との連携及び協力を視野に入れながら教育研究を行うことを責務として捉えており、教員・学生の創作や演奏等の社会への積極的な発信として、展覧会や演奏会等による教育研究成果の発表や、国・地方自治体と協働して行う文化芸術普及活動により、社会と接点を有する活動を積極的に推進してきている。

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準 ：「該当なし」

基準1－1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目1－1－1】 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	・ 自己評価書の「Ⅰ 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要		
	・ 前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書）		
	1-1-1-01 別記様式第2号（その1の1）基本計画書		
	・ 共同教育課程等を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料		
	・ 文部科学大臣の認定を受けている法曹養成連携協定がある場合は、大学間で取り交わされた有効な協定書		
	・ 大学設置基準第57条等により、教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例の認定を受けている場合は、申請書（様式1）、申請計画書（様式2）、教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程第1条各号（第4号及び第5号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書類（様式3）、及び認定結果通知		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目1－1－1】改組の経緯 国際芸術創造研究科アートプロデュース専攻の第一期生が修士課程修了を迎える時期に合わせて、同専攻に新たに博士後期課程を設置。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組1－1－A】 ゲーム分野の教育研究の展開として、平成30年度に南カリフォルニア大学（米国）と連携し大学の世界展開力強化事業により「日米ゲームクリエイション共同プログラム-メディア革新時代の新しいアーティスト育成-」を開始した。令和元年度には大学院映像研究科にゲームコースを開設し、スクウェア・エニックス社との連携関係を構築した。南カリフォルニア大学との取組は、令和2年度の教育再生実行会議においてオンライン国際共同教育プログラムの好事例として取り上げられたほか、大学の世界展開力強化事業は事後評価で「S」を獲得した。	1-1-A-01 大学の世界展開力強化事業「日米ゲームクリエイション共同プログラム-メディア革新時代の新しいアーティスト育成-」		
	1-1-A-02 東京芸術大学ゲームコースの開設について		
	1-1-A-03 ゲームコースとスクウェア・エニックス社との連携		
	1-1-A-04 コロナ禍におけるオンライン国際交流の事例（南カリフォルニア大学）		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準1－2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目1－2－1】 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正前基準）		
	認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正前基準）		

	※基幹教員制度を導入している場合 ・認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正後基準）		
【分析項目1-2-2】 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	・教員の年齢別・性別内訳（別紙様式1-2-2） 1-2-2 教員の年齢別・性別内訳		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目1-3-1】 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・教員組織と教育組織の対応表（別紙様式1-3-1） 1-3-1 教員組織と教育組織の対応表		
	・組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 東京藝術大学学則	第6条～第8条第2項、第25条	
	1-3-1-02 東京藝術大学大学院学則	第4条	
	1-3-1-03 東京藝術大学芸術研究院規則	第3条～第6条	
	1-3-1-04 芸術研究院における所属学系・領域		
	・責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 東京藝術大学学則	第8条の2、第28条	再掲
	1-3-1-02 東京藝術大学大学院学則	第5条	再掲
	1-3-1-03 東京藝術大学芸術研究院規則	第6条、第8条	再掲
	・責任者の氏名が分かる資料 1-3-1-05 役員等・顧問・学長相談役・参与 東京藝術大学HP		
	1-3-1-06 部局長・管理職員 東京藝術大学HP		
【分析項目1-3-2】 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-2） 1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・教授会等の運営規定等 1-3-2-01 東京藝術大学美術学部教授会規則		
	1-3-2-02 東京藝術大学音楽学部教授会規則		

	1-3-2-03 東京芸術大学大学院研究科委員会規則		
	1-3-2-04 東京芸術大学大学院映像研究科教授会規則		
	1-3-2-05 東京芸術大学大学院国際芸術創造研究科教授会規則		
【分析項目1-3-3】 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること	・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-3）		
	1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・運営規定等		
	1-3-3-01 東京芸術大学教育研究評議会規則		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【分析項目1-3-1】1-3-1-02 東京芸術大学大学院学則は令和6年6月20日付で改正している。	1-3-1-02a 東京芸術大学大学院学則の一部を改正する学則 新旧対照表		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

：「該当なし」

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1）		
	2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 東京芸術大学理事室規則	第1条、第2条	
	2-1-1-02 東京芸術大学内部質保証規程	第3条	
[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	・教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2）		
	2-1-2 教育研究上の基本組織一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-02 東京芸術大学内部質保証規程	第3条第3項	再掲
	2-1-2-01 東京芸術大学美術学部規則		
	2-1-2-02 東京芸術大学音楽学部規則		
	2-1-2-03 東京芸術大学大学院美術研究科規則		
	2-1-2-04 東京芸術大学大学院音楽研究科規則		
	2-1-2-05 東京芸術大学大学院映像研究科規則		
	2-1-2-06 東京芸術大学大学院国際芸術創造研究科規則		
	・評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名義で作成されたもの）		
[分析項目2-1-3] 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること	・質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3）		
	2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧		
	・明文化された規定類		
	1-3-1-01 東京芸術大学学則	第5条	再掲
	2-1-1-02 東京芸術大学内部質保証規程	第3条第3項	再掲
	2-1-1-01 東京芸術大学理事室規則	第2条、第3条	再掲
	2-1-3-01 東京芸術大学キャンパス・マネジメント委員会規則	第7条	
	2-1-3-02 東京芸術大学キャンパスグランドデザイン推進室規則		
	2-1-3-03 東京芸術大学附属図書館規則		
	2-1-3-04 東京芸術大学附属図書館運営委員会規則		
	2-1-3-05 東京芸術大学附属図書館点検・評価委員会規則		
	2-1-3-06 東京芸術大学芸術情報センター規則		
	2-1-3-07 東京芸術大学芸術情報センター運営委員会規則	第2条	
	2-1-3-08 東京芸術大学保健管理センター規則		
	2-1-3-09 東京芸術大学保健管理センター運営委員会規則		

[分析項目2-1-4] 研究活動、地域貢献活動又は教育の国際化の組織的取組が行われている場合には、その 質保証について責任をもつ体制を整備していること（より望ましい取組として分析）	2-1-3-10 東京芸術大学保健管理センター点検・評価委員会規則		
	2-1-3-11 東京芸術大学グローバルサポートセンター要項		
	・研究活動、地域貢献活動及び教育の国際化の組織的取組の質保証について責任をもつ体制への 構成員等の一覧（別紙様式2-1-4）		
	・明文化された規定類		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[分析項目2-1-1] 「2-1-1-01 東京芸術大学理事室規則」は令和6年5月13日付で改正している。	2-1-1-01a 東京芸術大学理事室規則 新旧対照表		
[分析項目2-1-1] 「2-1-1-02 東京芸術大学内部質保証規程」は改正を予定している。	2-1-1-02a 東京芸術大学内部質保証規程 新旧対照表		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-2-1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有 していること （1）学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること （2）教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められているこ と （3）学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・明文化された規定類		
	2-1-1-02 東京芸術大学内部質保証規程	第3条第3項、 第6条第2項	再掲
	2-2-1-01 機関別認証評価基準に基づく自己点検・評価実施要項		
[分析項目2-2-2] 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うことが定め られていること	・教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-2）		
	2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-02 東京芸術大学内部質保証規程		再掲
[分析項目2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定め られていること	2-2-1-01 機関別認証評価基準に基づく自己点検・評価実施要項		再掲
	・自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-3）		
	2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧		

	・明文化された規定類		
	2-1-1-02 東京芸術大学内部質保証規程	第3条～第8条	再掲
	2-2-3-01 教育研究等のデータ分析による自己点検・評価実施要項		
	2-2-1-01 機関別認証評価基準に基づく自己点検・評価実施要項		再掲
	2-2-3-02 中期目標・中期計画の進捗状況に係る自己点検・評価実施要項		
【分析項目2-2-4】 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること	・意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2-2-4）		
	2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-02 東京芸術大学内部質保証規程	第9条	再掲
	2-2-3-01 教育研究等のデータ分析による自己点検・評価実施要項		再掲
	2-2-1-01 機関別認証評価基準に基づく自己点検・評価実施要項		再掲
	2-2-4-01 令和5年度（後期）学生による授業評価アンケートについて（教育推進室会議資料）		
	2-2-4-02 「2023年度後期・学生による授業評価アンケートの実施」について（学生向け通知文）		
	2-2-4-03 学習と学生生活アンケート2022について（教育推進室会議資料抜粋）		
	2-2-4-04 学習と学生生活アンケート2022について（学生向け通知文）		
	2-2-4-05 令和5年度卒業・修了時満足度調査について		
	2-2-4-06 令和6年度学部合格者へのアンケートの実施について（教育推進室会議資料抜粋）		
	・検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5）		
	2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧		
【分析項目2-2-5】 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価を基に受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること	・明文化された規定類		
	2-1-1-02 東京芸術大学内部質保証規程	第8条	再掲
【分析項目2-2-6】 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること	・実施の責任主体一覧（別紙様式2-2-6）		
	2-2-6 実施の責任主体一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-02 東京芸術大学内部質保証規程	第8条	再掲
【分析項目2-2-7】 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること	・明文化された規定類		
	2-1-1-02 東京芸術大学内部質保証規程	第8条	再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目2-2-4】卒業（修了）生をゲストとするキャリア相談会や、就職先企業を招いた就職相談会等の機会に意見を徴収しているが、令和6年度中にアンケート調査を実施する予定である。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【分析項目2-2-2】 教育課程及び学生受入に係る自己点検・評価のフロー	2-2-2-01 教育課程及び学生受入に係る自己点検・評価のフロー図		
【分析項目2-2-5】 評価結果等を踏まえた改善等の取組フロー	2-2-5-01 評価結果等を踏まえた改善等の取組フロー図		

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目2-3-1】 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果を上げていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1） 2-3-1 計画等の進捗状況一覧		
【分析項目2-3-2】 機関別内部質保証体制の中で、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
【分析項目2-3-3】 機関別内部質保証体制の中で、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等 ・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。		
【分析項目2-3-4】 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）	・該当する第三者による検証等の報告書		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【分析項目2-3-1】入学定員充足率	認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式2		
【分析項目2-3-1】公表された教育課程方針	2-3-1-01 カリキュラム・ポリシー 美術学部 2-3-1-02 カリキュラム・ポリシー 音楽学部 2-3-1-03 カリキュラム・ポリシー 美術研究科 2-3-1-04 カリキュラム・ポリシー 音楽研究科 2-3-1-05 カリキュラム・ポリシー 映像研究科 2-3-1-06 カリキュラム・ポリシー 国際芸術創造研究科		
【分析項目2-3-1】学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料	2-3-1-07 美術学部・研究科 東京芸術大学HP 2-3-1-08 音楽学部・研究科 東京芸術大学HP		

	2-3-1-09 2024年度映像研究科（修士課程）履修案内	p. 15	
	2-3-1-10 2024年度映像研究科（博士後期課程）履修案内	p. 11	
	2-3-1-11 国際芸術創造研究科 東京芸術大学HP		
	1-3-1-02 東京芸術大学大学院学則	第13条の2	再掲
	1-3-1-02a 東京芸術大学大学院学則の一部を改正する学則 新旧対照表		再掲
【分析項目2-3-1】学生受入方針が確認できる資料	2-3-1-12 アドミッション・ポリシー 美術学部		
	2-3-1-13 アドミッション・ポリシー 美術研究科		
	2-3-1-14 アドミッション・ポリシー 映像研究科		
【分析項目2-3-1】卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料	1-3-1-02 東京芸術大学大学院学則	第22条	再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目2-4-1】 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	・明文化された規定類 2-1-1-02 東京芸術大学内部質保証規程 2-4-1-01 東京芸術大学戦略会議規則 ・新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料 2-4-1-02 第144回 教育研究評議会会議資料・議事要録 2-4-1-03 第257回 役員会会議資料・議事要録	第10条	再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【分析項目2-4-1】直近の改組は平成30年度の国際芸術創造研究科博士後期課程の設置であるが、当時は内部質保証規定による検証体制が規則化されていなかったため、根拠書類として「第144回教育研究評議会会議資料・議事要録」「役員会会議資料・議事要録」を提出する。なお、現行の内部質保証規定での検証体制に基づいて、現在映像研究科への新専攻設置の検討を進めているため、その根拠書類として「第46回戦略会議資料」を添付する。	2-4-1-04 第46回戦略会議 資料抜粋		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			

【改善を要する事項】

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-5-1] 教員の採用及び昇格等にあって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1）		
	2-5-1 教員の採用・昇任の状況(過去5年分)		
	・明文化された規定類		
	2-5-1-01 東京芸術大学教員の採用等に関する規則（非公表）	第3条	
	2-5-1-02 東京芸術大学における教員の採用及び昇任等に関する選考要項（非公表）		
	2-5-1-03 東京芸術大学大学教員の選考手続き等に関する申合せ（非公表）	第3条	
	2-5-1-04 再任用教員の採用枠について（非公表）		
	2-5-1-05 東京芸術大学における総合的な人事方針（非公表）	2	
	2-5-1-06 東京芸術大学美術学部等専任教員の人事に関する内規（非公表）		
	2-5-1-07 東京芸術大学音楽学部運営会議（人事）に関する要項（非公表）		
	2-5-1-08 東京芸術大学大学院映像研究科教員の選考手続等に関する申合せ（非公表）		
	2-5-1-09 東京芸術大学大学院国際芸術創造研究科専任教員の選考手続等に関する申合せ（非公表）		
	1-3-2-03 東京芸術大学大学院研究科委員会規則		再掲
	・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	2-5-1-10 教員公募要項（学士課程）（非公表）		
	・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあっては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	2-5-1-11 教員公募要項（大学院課程）（非公表）		
[分析項目2-5-2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	・教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2）		
	2-5-2 教員業績評価の実施状況		
	・明文化された規定類		
	2-5-2-01 任期が付されていない教員に対する人事評価に関する申合せ（非公表）		
	2-5-2-02 東京芸術大学美術学部等教員の任期更新時の再任評価実施要項（非公表）		
	2-5-2-03 東京芸術大学音楽学部等教員の任期更新時の再任評価実施要項（非公表）		
	2-5-2-04 東京芸術大学大学院映像研究科教員の任期更新時の再任評価実施要項（非公表）		
	2-5-2-05 東京芸術大学大学院国際芸術創造研究科教員の任期更新時の再任評価実施要項（非公表）		
	2-5-2-06 東京芸術大学年俸制教員の評価に関する規則（非公表）		
	2-5-2-07 東京芸術大学年俸制教員の業績評価の実施要項（非公表）		

	2-5-2-08 東京芸術大学年俸制教員の評価に関する取扱い（非公表）		
	2-5-2-09 東京芸術大学職員期末手当及び勤勉手当支給細則（非公表）		
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-2-01 任期が付されていない教員に対する人事評価に関する申合せ（非公表）		再掲
	2-5-2-02 東京芸術大学美術学部等教員の任期更新時の再任評価実施要項（非公表）	第3条、第4条	再掲
	2-5-2-03 東京芸術大学音楽学部等教員の任期更新時の再任評価実施要項（非公表）	第2条、第4条～第9条	再掲
	2-5-2-04 東京芸術大学大学院映像研究科教員の任期更新時の再任評価実施要項（非公表）	第2条、第4条	再掲
	2-5-2-05 東京芸術大学大学院国際芸術創造研究科教員の任期更新時の再任評価実施要項（非公表）	第2条、第4条	再掲
	2-5-2-07 東京芸術大学年俸制教員の業績評価の実施要項（非公表）	第2条、第4条	再掲
[分析項目2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること	・評価結果に基づく取組（別紙様式2-5-3）		
	2-5-3 評価結果に基づく取組		
	・反映される規定がある場合は明文化された規定類		
	2-5-2-06 東京芸術大学年俸制教員の評価に関する規則（非公表）	第8条、第11条第2項	再掲
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-2-02 東京芸術大学美術学部等教員の任期更新時の再任評価実施要項（非公表）	第3条、第4条	再掲
	2-5-2-03 東京芸術大学音楽学部等教員の任期更新時の再任評価実施要項（非公表）	第2条、第4条～第9条	再掲
	2-5-2-04 東京芸術大学大学院映像研究科教員の任期更新時の再任評価実施要項（非公表）	第2条、第4条	再掲
	2-5-2-05 東京芸術大学大学院国際芸術創造研究科教員の任期更新時の再任評価実施要項（非公表）	第2条、第4条	再掲
	2-5-2-07 東京芸術大学年俸制教員の業績評価の実施要項（非公表）	第2条、第4条	再掲
[分析項目2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること	・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-4）		
	2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況一覧		
[分析項目2-5-5] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や指導補助者（教育補助者）が配置され、それらの者が適切に活用されていること	・教育支援者、指導補助者（教育補助者）一覧（別紙様式2-5-5）		
	2-5-5 教育支援者、指導補助者（教育補助者）一覧		
	・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料		
	2-5-5-01 大学概要	p. 6	

	2-5-5-02 東京芸術大学事務組織規則		
	2-5-5-03 東京芸術大学事務分掌規則		
	・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料		
	2-5-5-01 大学概要	p. 9	再掲
	・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置状況、活用状況が確認できる資料		
	2-5-5 教育支援者、指導補助者（教育補助者）一覧		再掲
	・指導補助者（教育補助者）を配置している場合は、その定義・業務内容や採用等に係る手続きに関する規定、配置状況及び活用状況が確認できる資料		
	2-5-5-04 東京芸術大学教育研究等非常勤職員就業規則		
	2-5-5-05 東京芸術大学テクニカルインストラクター、学術インストラクター業務委嘱等取扱要項		
	2-5-5-06 東京芸術大学ティーチング・アシスタント実施要項		
	2-5-5-07 東京芸術大学チューター実施要項		
	2-5-5 教育支援者、指導補助者（教育補助者）一覧		再掲
	【分析項目2－5－6】 教育活動を展開するために必要な教育支援者や指導補助者（教育補助者）が担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること		
	・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2－5－6）		
	2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧		
	・指導補助者（教育補助者）に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料		
	2-5-6-01 教育研究助手・インストラクター 研修資料例		
	2-5-6-02 ティーチング・アシスタント 委嘱手続時資料例		
	2-5-6-03 チューター オリエンテーション資料		
	2-5-6-04 チューター マニュアル		
	2-5-6-05 チューター 中間報告会資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目2－5－1】「東京芸術大学教員の採用等に関する規則」第3条にある採用及び昇任における学長が定める基準とは、「東京芸術大学における総合的な人事方針」を指し示す。			
【分析項目2－5－6】ティーチング・アシスタントに対しては各教員がオリエンテーションを実施して指導・助言を行っていたが、授業単位を超えた研修実施に向けて検討中である。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【分析項目2－5－2】現在任期が付されていない教員は音楽学部3名おり、東京芸術大学における大学教員の任期に関する規則に基づき、任期が付されている同学部教員と同様に10年に一度業績評価を行っている。	2-5-2-01 任期が付されていない教員に対する人事評価に関する申合せ（非公表）		再掲
	2-5-2-10 東京芸術大学における大学教員の任期に関する規則		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

：「該当なし」

基準3－1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3－1－1] 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・直近年度の財務諸表		
	3-1-1-01_令和5事業年度_財務諸表		
	・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書		
	3-1-1-02_監事が行う業務監査及び会計監査（財務諸表及び決算報告書）の報告内容（令和5年度）		
	3-1-1-03_会計監査人が行う監査の結果（令和5年度）		
[分析項目3－1－2] 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	・予算・決算の状況（過去5年間分）が分かる資料（別紙様式3－1－2）		
	3-1-2 予算・決算の状況(過去5年間分)が分かる資料		
	・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類		
	3-1-2-01 予算・決算の状況(過去5年間分)が分かる資料 別紙		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
[活動取組3－1－A] 地域社会や産業界等との連携により多数の研究・事業を展開し、地方自治体や産業界等との受託研究・受託事業等について、第2期(平成22～27年度)の平均が年間約5億3千万円であるのに対し、第3期(平成28～令和3年度)の平均は年間約9億6千万円に増加している。また、戦略的な渉外活動を実施した結果、寄附金受入額は第2期の平均が年間約2.5億円であるのに対し、第3期は年間約3.7億円に増加している。	3-1-A-01 外部資金受入額の推移		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準3－2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3－2－1] 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む。）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。）		
	1-3-1-01 東京藝術大学学則	第42条～第44条、第47条	再掲
	3-2-1-01 東京藝術大学役員会規則	第2条、第3条	

	3-2-1-02 東京芸術大学経営協議会規則	第2条、第4条	
	1-3-3-01 東京芸術大学教育研究評議会規則	第2条、第4条	再掲
	3-2-1-03 組織図 20240401		
	・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料		
	・役職者の名簿		
	1-3-1-05 役員等・顧問・学長相談役・参与 東京芸術大学HP		再掲
	3-2-1-04 経営協議会 東京芸術大学HP		
【分析項目3-2-2】 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	3-2-1-05 教育研究評議会 東京芸術大学HP		
	・法令遵守事項一覧（別紙様式3-2-2） ・危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2）		
	3-2-2 法令遵守事項、危機管理体制等一覧		
【分析項目3-2-3】 研究の実施に関して高等教育機関として相応しい規程、方針等が整備され、優れた成果を上げていること（より望ましい取組として分析）	・研究の実施に関する方針等一覧（別紙様式3-2-3） ・研究の支援・推進制度等一覧（別紙様式3-2-3）		
	・研究の実施に関する方針等の内容を示す資料		
	・研究の支援・推進制度等によって優れた成果が得られていることを示す資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-3-1】 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営に係る組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-5教育支援者を含む。））（別紙様式3-3-1） 3-3-1 事務組織一覧		

【分析項目3-3-2】 教育の国際化を推進する組織を有する場合は、当該組織が優れた機能を有し、成果を上げていること（より望ましい取組として分析）	・根拠となる規定類		
	2-5-5-02 東京芸術大学事務組織規則		再掲
	・管理運営に係る組織の組織図		
	1-3-1-06 部局長・管理職員 東京芸術大学HP		再掲
	・教育の国際化を推進する組織一覧（別紙様式3-3-2）		
	・根拠となる規定類		
【特記事項】			
	① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		
	② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-4-1】 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式3-4-1）		
	3-4-1 教職協働の状況		
	・根拠となる規定類		
	2-1-1-01 東京芸術大学理事室規則	第3条	再掲
	2-1-3-04 東京芸術大学附属図書館運営委員会規則	第3条第7号	再掲
	2-1-3-07 東京芸術大学芸術情報センター運営委員会規則	第3条第7号	再掲
【分析項目3-4-2】 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2）		
	3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目3-4-2】令和6年度においては4月着任の新任教員を対象に、国立大学教員としての基礎的知識、学内業務や施設に関する知識の修得を目的とした学内新任教員研修を行った。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-5-1】 監事が適切な役割を果たしていること	・ 監事に関する規定		
	1-3-1-01 東京芸術大学学則	第24条第3項	再掲
	3-5-1-01 東京芸術大学監事監査規則		
	3-5-1-02 東京芸術大学監事監査実施基準		
	・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等）		
	3-5-1-03 令和5年度監事監査計画		
	3-5-1-04 監事が行う業務監査及び会計監査（財務諸表及び決算報告書）の報告内容（令和4年度）		
	・ 監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果		
【分析項目3-5-2】 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	・ 会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等）		
	3-5-2-01 令和5年度監査計画概要書（非公表）		
	・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等）		
	3-5-2-02 会計監査人が行う監査の結果（令和4年度）（非公表）		
【分析項目3-5-3】 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	・ 組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの）		
	3-5-3-01 東京芸術大学監査室規則	第1条	
	3-2-1-03 組織図 20240401		再掲
	・ 内部監査に関する規定		
	3-5-3-01 東京芸術大学監査室規則	第2条第1号	再掲
	3-5-3-02 東京芸術大学内部監査実施要項		
	・ 監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等）		
【分析項目3-5-4】 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	3-5-3-03 令和4年度内部監査報告書		
	・ 監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等）		
	3-5-4-01 第349回役員会議事録		
	3-5-4-02 令和4年度四者協議会議事録		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[分析項目3-5-1] 「3-5-1-01 東京芸術大学監事監査規則」は改正を予定している。		3-5-1-01a 東京芸術大学監事監査規則（案） 新旧対照表	
[分析項目3-5-3] 3-5-3-01 東京芸術大学監査室規則は改正を予定している。		3-5-3-01a 東京芸術大学監査室規則（案） 新旧対照表	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
分析項目		分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考
[分析項目3-6-1] 法令等が公表を求める事項を公表していること		・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3-6-1） 3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧	再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目3-6-1] 大学概要の令和6年度版は令和6年8月の刊行を予定している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準 : 「該当なし」

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正前基準）		
	認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正前基準）		再掲
	※基幹教員制度を導入している場合 ・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正後基準）		
	・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1） 4-1-1 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧		
[分析項目4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	・ 附属施設等一覧（別紙様式4-1-2）		
[分析項目4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式4-1-3） 4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況		
[分析項目4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）等 4-1-4-01 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）		
[分析項目4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編） 4-1-5-01 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）中央図書館		
	4-1-5-02 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）分館		
[分析項目4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	・ 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式4-1-6） 4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧		
[分析項目4-1-7] 研究成果を継続的に生み出すための研究環境が十分に整備され、効果的に利用されていること（より望ましい取組として分析）	・ 研究環境整備状況一覧（別紙様式4-1-7）		
[分析項目4-1-8] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が、社会からの期待に対応して行う活動（例えば、公開講座・履修、大学図書館の一般市民利用、技術相談、学習機会としての社会貢献活動）に効果的に利用されていること（より望ましい取組として分析）	・ 社会からの期待に対応して行う活動一覧（別紙様式4-1-8）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			

【活動取組4-1-A】 平成30年度にIRCA（東京芸術大学国際芸術リソースセンター）を創設したことにより、図書館としての収容能力は従来の1.6倍となり、開架率は19%（7万冊）から50%（18万冊）に増加している。また、IRCA内に新設されたラーニングコモンズは、用途に応じて自由に組み替えられるオリジナルの家具が配置され、コンサート、展示、ワークショップ等のイベントにも対応できる特色のあるスペースとなっている。	4-1-A-01 国際芸術リソースセンターの創設について		
【活動取組4-1-B】 活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展を目指し、大学、茨城県取手市、JR東日本、株式会社アトレの四者が産学官の連携を結び、アート・公共・商業の融合により、多様なニーズに応え、専門性の高い学習・体験プログラム等を特徴とした複合文化交流施設「たいけん美じゅつ場（以下VIVA）」を開設している。VIVAのハード面の建築・改修等は取手市・JR東日本・アトレが担い、大学はアイデアやプラン、スタッフ等のソフト面を提供している。この取組では、アートによる商業施設の再活性化、多様な人々が交流できる空間の創設による地域振興及び魅力あるまちづくりの促進を図りつつ、大学は施設整備に係るコストの負担なく、アートの実践の場を獲得している。	4-1-B-01 たいけん美じゅつ場（VIVA）の開設について		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目4-2-1】 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1）		
	4-2-1 相談・助言体制等一覧		
	・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料		
	4-2-1-01 東京芸術大学学生相談室要項		
	2-1-3-08 東京芸術大学保健管理センター規則		再掲
	4-2-1-02 東京芸術大学アートキャリア・オフィス要項		
	4-2-1-03 学生相談室 東京芸術大学HP		
	4-2-1-04 保健管理センター 東京芸術大学HP		
	4-2-1-05 アートキャリア・オフィスHP		
	・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）		
	4-2-1-06 東京芸術大学におけるハラスメントの防止等に関する規則		
	4-2-1-07 ハラスメント防止 東京芸術大学HP		
	4-2-1-08 ハラスメントの防止等のために東京芸術大学職員及び学生等が認識すべき事項についての指針		
	4-2-1-09 ハラスメントの防止に向けて（リーフレット）2023		
	・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料 4-2-1-10 学生便覧2023		

	4-2-1-11 相談窓口一覧 東京芸術大学HP		
	・生活支援制度の利用実績が確認できる資料		
	4-2-1 相談・助言体制等一覧		再掲
[分析項目4-2-2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	・課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4-2-2）		
	4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧		
[分析項目4-2-3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・留学生への生活支援の内容及び実施体制（別紙様式4-2-3）		
	4-2-3 留学生への生活支援の内容及び実施体制		
	・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料		
	4-2-3-01 学生便覧2023（英語版）		
	4-2-3-02 GEIDAI X GLOBAL FOR INTERNATIONAL STUDENTS		
[分析項目4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制（別紙様式4-2-4）		
	4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制		
	・障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領等の規定類		
	4-2-4-01 東京芸術大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領		
[分析項目4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること	・経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4-2-5）		
	4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧		
	・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料		
	4-2-5-01 東京芸術大学奨学金規則		
	4-2-1-10 学生便覧2023	p. 11-p. 18	再掲
	・日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-02 日本学生支援機構奨学金利用実績		
	・大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料		
	4-2-1-10 学生便覧2023	p. 14	再掲
	4-2-5-03 平山郁夫文化芸術基金取扱要項		
	4-2-5-04 平山郁夫文化芸術賞候補者申合せ		
	4-2-5-05 授業料改定にともなう修学支援奨学金取扱要項		
	4-2-5-06 安宅賞奨学金美術学部奨学生選考内規		
	4-2-5-07 上野芸友賞奨学金美術学部奨学生選考内規		
	4-2-5-08 若杉弘メモリアル基金賞選考要項		
	4-2-5-09 O氏記念賞奨学金美術学部奨学生選考内規		
	4-2-5-10 お仏壇のはせがわ賞選考基準		
	4-2-5-11 お仏壇のはせがわ賞選考要項(修士)		
	4-2-5-12 お仏壇のはせがわ賞選考要項(博士)		
	4-2-5-13 北田文化財保存科学賞選考基準		
	4-2-5-14 久米桂一郎奨学金基金奨学生 選考内規		
	4-2-5-15 藝大デザイン賞選考要項		

4-2-5-16 静岡銀行賞選考要項		
4-2-5-17 俵奨学金美術学部奨学生選考内規		
4-2-5-18 内藤春治奨学基金美術学部奨学生選考内規		
4-2-5-19 日本陶磁芸術学会東京藝大支部奨学金内規		
4-2-5-20 原田賞奨学基金美術学部奨学生選考内規		
4-2-5-21 平山郁夫奨学金美術学部奨学生選考内規		
4-2-5-22 藤野奨学金美術学部奨学生選考内規		
4-2-5-23 平成藝術賞選考要項		
4-2-5-24 吉田五十八奨学基金建築科奨学生選考内規		
4-2-5-25 吉村順三卒業制作賞 内規		
4-2-5-26 吉田五十八修了制作賞 内規		
4-2-5-27 東京芸術大学奨学金奨学生音楽学部推薦事務要領		
4-2-5-28 伊達メモリアル基金取扱要領		
4-2-5-29 武藤舞基金使用内規		
4-2-5-30 武藤舞奨学金取扱要項		
4-2-5-31 藝大クラヴィア賞選考要項		
4-2-5-32 宗次徳二奨学金要項		
4-2-5-33 宗次徳二奨学金申合せ		
4-2-5-34 アカンス音楽賞推薦申合せ		
4-2-5-35 大学院アカンス音楽賞推薦申合せ		
4-2-5-36 野村美術賞選考要項		
4-2-5-37 「佐藤一郎奨学金」選考要項		
4-2-5-38 河北賞選考内規		
4-2-5-39 「宗次徳二海外留学支援奨学金」取扱要項		
4-2-5-40 東京芸術大学宮田亮平奨学金取扱要項		
4-2-5-41 Artの力賞選考要項		
4-2-5-42 早暁賞選考要項		
4-2-5-43 京成電鉄芸術賞選考要項		
4-2-5-44 佐々木成子賞奨学金要項		
4-2-5-45 長唄東音会賞選考要領		
4-2-5-46 長野羊奈子賞奨学金要項		
4-2-5-47 東京芸術大学「藝大ピアノコンクール」に関する要項		
4-2-5-48 毛利準賞奨学金要項		
4-2-5-49 あさかぜ賞選考要項		
4-2-5-50 小川尚子賞海外派遣奨学金要項		
4-2-5-51 JX金属賞選考要項		

		4-2-5-52 藝大音楽エメラルド賞選考要項		
		4-2-5-53 2024年度前期東京藝術大学「海外留学支援奨学金」募集要項		
		4-2-5-54 2024年度東京藝術大学「語学学習奨励奨学金」募集要項		
		4-2-5-55 2023年度藝大奨学金実績一覧		
		4-2-5-56 R5財団奨学金受賞者一覧		
		・入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料		
		4-2-5-57 東京藝術大学入学料免除及び徴収猶予取扱規則		
		4-2-5-58 東京藝術大学授業料等免除及び徴収猶予取扱規則		
		4-2-5-59 R5入学料免除・徴収猶予選考結果		
		4-2-5-60 R5授業料免除・徴収猶予選考結果		
		・学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料		
		4-2-1-10 学生便覧2023	p. 21	再掲
		4-2-5-61 藝心寮 東京藝術大学HP		
		4-2-5-62 藝心寮 令和5年度年次総括書（抜粋）		
		・上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料		
		4-2-5-63 海外派遣・受入奨学金利用実績		
【特記事項】				
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。				
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。				
【活動取組4－2－A】 平成30年度に株式会社小学館の共同事業としてリニューアルオープンした「藝大アートプラザ」では、教育研究成果の発信およびキャリア支援として、学生・卒業生等の作品を広く社会に繋いでおり、令和3年度は約3,400万円を売り上げ、作家に対して約1,700万円が支払われたほか、「アートプラザ大賞展」等を実施し、受賞者には賞金を授与している。また、令和3年度にはアートプラザの展開として「TOKYO GEIDAI POP UP STORE『買える藝大』」を渋谷のMIYASHITA PARKに出店し、「ハピネス&ライフ」をキーワードに、学生・卒業生・教員の作品700点を展示・販売した。		4-2-A-01 藝大アートプラザのリニューアルオープンについて		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす				
【優れた成果が確認できる取組】				
【改善を要する事項】				

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

：「該当なし」

基準5－1 学生受入方針が明確に定められていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目5－1－1】 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針が確認できる資料		
	2-3-1-12 アドミッション・ポリシー 美術学部		再掲
	5-1-1-01 アドミッション・ポリシー 音楽学部		
	2-3-1-13 アドミッション・ポリシー 美術研究科		再掲
	5-1-1-02 アドミッション・ポリシー 音楽研究科		
	2-3-1-14 アドミッション・ポリシー 映像研究科		再掲
	5-1-1-03 アドミッションポリシー 国際芸術創造研究科		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目5－1－1】美術学部、美術研究科及び映像研究科においては国立大学教育研究評価で学生受入方針に対する指摘を受けているが、現在は方針改正に係る議論を行っている段階である。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準5－2 学生の受入が適切に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目5－2－1】 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・入学者選抜の方法一覧（別紙様式5－2－1）		
	5-2-1 入学者選抜の方法一覧		
	・入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料		
	5-2-1-01 東京芸術大学美術学部入学試験運営委員会規則	第1条、第2条	
	5-2-1-02 東京芸術大学音楽学部運営会議内規	第5条	
	5-2-1-03 東京芸術大学音楽学部運営会議（入試）に関する要項	第2条	
	5-2-1-04 東京芸術大学大学院映像研究科入学試験運営委員会規則	第1条～第3条	
	5-2-1-05 東京芸術大学大学院国際芸術創造研究科入学試験運営委員会規則	第1条～第3条	
	・入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等		
	5-2-1-06 2024年度東京芸術大学入学者選抜要項		
	5-2-1-07 2024年度東京芸術大学音楽学部SSP学生募集要項〔飛び入学〕		

	5-2-1-08 2024年度東京芸術大学大学院美術研究科（修士課程）学生募集要項		
	5-2-1-09 2024年度東京芸術大学大学院美術研究科（修士課程）学生募集要項 GAP外国人留学生入試		
	5-2-1-10 2024年度東京芸術大学大学院美術研究科（博士後期課程）学生募集要項		
	5-2-1-11 2024年度東京芸術大学大学院美術研究科（博士後期課程）学生募集要項 GAP外国人留学生入試		
	5-2-1-12 2024年度東京芸術大学大学院音楽研究科（修士課程）学生募集要項		
	5-2-1-13 2024年度東京芸術大学大学院音楽研究科（博士後期課程）学生募集要項		
	5-2-1-14 2024年度東京芸術大学大学院映像研究科（修士課程）学生募集要項		
	5-2-1-15 2024年度東京芸術大学大学院映像研究科（博士後期課程）学生募集要項		
	5-2-1-16 2024年度東京芸術大学大学院国際芸術創造研究科（修士課程）学生募集要項		
	5-2-1-17 2024年度東京芸術大学大学院国際芸術創造研究科（博士課程）学生募集要項		
	・面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）		
	5-2-1-18 面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料一覧		
	・学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの		
	5-2-1-19 2025年度（令和7年度）東京芸術大学美術学部入学選抜における大学入学共通テストの利用教科・科目の変更について（予告）		
	5-2-1-20 2025年度（令和7年度）東京芸術大学美術学部入学選抜における大学入学共通テストの利用教科・科目の変更について（予告）の一部訂正について		
	5-2-1-21 2025年度（令和7年度）東京芸術大学音楽学部入学選抜における大学入学共通テストの利用教科・科目の変更について（予告）		
	5-2-1-22 2025年度（令和7年度）東京芸術大学美術学部入学選抜における大学共通テスト等の利用教科・科目について（予告・変更）		
	5-2-1-23 2025年度（令和7年度）東京芸術大学音楽学部入学選抜における大学入学共通テストの利用教科・科目について〔予告・補遺〕		
	【分析項目5－2－2】 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学選抜の改善に役立てていること	・学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料	
	2-1-1-01 東京芸術大学理事室規則	第2条、第3条	再掲
	5-2-1-01 東京芸術大学美術学部入学試験運営委員会規則		再掲
	5-2-1-02 東京芸術大学音楽学部運営会議内規		再掲
	5-2-1-03 東京芸術大学音楽学部運営会議（入試）に関する要項		再掲
	5-2-1-04 東京芸術大学大学院映像研究科入学試験運営委員会規則		再掲
	5-2-1-05 東京芸術大学大学院国際芸術創造研究科入学試験運営委員会規則		再掲
	・学生の受入状況を検証し、入学選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等		
	5-2-2-01 学生の受入状況を検証し、入学選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目5-2-1】面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料については、機密性が非常に高いため、該当資料のリストを示す。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
高校2年修了生に対する特別選抜入学試験の実施	5-2-1-07 2024年度東京芸術大学音楽学部SSP学生募集要項【飛び入学】		再掲
社会人に対する特別選抜入学試験の実施	5-2-1-12 2024年度東京芸術大学大学院音楽研究科（修士課程）学生募集要項	p. 4	再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目5-3-1】 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式2		
	認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式2		再掲
	・実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

領域6 基準の判断 総括表

東京芸術大学

組織 番号	教育研究上の 基本組織	基準 6-1	基準 6-2	基準 6-3	基準 6-4	基準 6-5	基準 6-6	基準 6-7	基準 6-8	備考
01	美術学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）
02	音楽学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）
03	美術研究科	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）
04	音楽研究科	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）
05	映像研究科	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）
06	国際芸術創造研究科	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲

【優れた成果が確認できる取組】	
-----------------	--

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） ・主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲

【優れた成果が確認できる取組】	
-----------------	--

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6－5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲

【優れた成果が確認できる取組】	
-----------------	--

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） ・主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲

【優れた成果が確認できる取組】	
-----------------	--

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6－5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲

【優れた成果が確認できる取組】	
-----------------	--

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6－8－1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6－8－1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6－8－1）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率		
[分析項目6－8－2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲

【優れた成果が確認できる取組】	
-----------------	--

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6－8－1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6－8－1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6－8－1）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率		
[分析項目6－8－2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2） ・主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			